(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百六十七条の規定又は持株自己資本比率告示第百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a　この面においては、自己資本比率規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法において認識される(1)特定貸付債権（スロッティング・クライテリア方式を使用する資産に限る。）及び(2)株式等エクスポージャー（マーケット・ベース方式を使用する株式等エクスポージャー及び自己資本比率告示第百六十六条第一項ただし書の規定又は持株自己資本比率告示第百四十四条第一項ただし書の規定により100パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式等エクスポージャーに限る。）に係る計数を記載すること。

b　ハ欄には、引当金（一般貸倒引当金を除く。）の控除後かつ自己資本比率告示又は持株自己資本比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後のオン・バランス資産項目のエクスポージャーの額を記載すること。

c　ニ欄には、ＣＣＦ（自己資本比率告示又は持株自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス資産項目に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）を適用する前のオフ・バランス資産項目のエクスポージャーの額（ＣＣＦを適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス資産項目に係る想定元本額）を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法（自己資本比率告示第八十条第一項又は持株自己資本比率告示第五十八条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案する前の額とすること。

d　ホ欄のうち、「マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー」の「内部モデル手法」の項においては、リスク・ウェイトをＣＣＦ適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した後のＥＡＤにより加重平均した値を記載すること。

e　ヘ欄からヌ欄までには、ＣＣＦ適用後かつ信用リスク削減手法の効果の勘案後のエクスポージャーの額（ＥＡＤ）を記載すること。ヘ欄にはプロジェクト・ファイナンス、ト欄にはオブジェクト・ファイナンス、チ欄にはコモディティ・ファイナンス、リ欄には事業用不動産向け貸付けに係る額をそれぞれ記載すること。

f　「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（ＨＶＣＲＥ）以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（ＨＶＣＲＥ）」の「合計」の項ル欄の額並びに第七面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項リ欄の額の合計額は、第一面の項番３「信用リスク　うち、内部格付手法適用分」の項イ欄の額と一致する。

g　「マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー」の「合計」の項ル欄の額及び「100％のリスク・ウェイトが適用される株式等エクスポージャー」の項ル欄の額の合計額は、第一面の項番７「マーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項イ欄の額と一致する。

h　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず、「―」を記載すること。

i　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

j　この面に記載する比率は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

k　この面は、自金融機関が標準的手法採用行である場合には、作成することを要しない。

（第十面）

（単位：百万円）

ＣＣＲ１：手法別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー額

項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
		再構築コスト	アドオン	実効ＥＰＥ	規制上のクレジット・エクスポージャーの算定に使用されるα	信用リスク削減手法適用後のクレジット・エクスポージャー	リスク・アセットの額
１―１	カレント・エクスポージャー方式						
１―２	標準方式				1.4		
２	期待エクスポージャー方式						
３	信用リスク削減手法における簡便手法						
４	信用リスク削減手法における包括的手法						
５	エクスポージャー変動推計モデル						
６	合計						

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　項番１―１「カレント・エクスポージャー方式」の項には、自己資本比率告示第七十九条の二の規定又は持株自己資本比率告示第五十七条の二の規定によりカレント・エクスポージャー方式を用いて算出した額を記載すること。ただし、イ欄については自己資本比率告示第七十九条の二第二項各号又は持株自己資本比率告示第五十七条の二第二項各号に掲げる額を、ロ欄については自己資本比率告示第七十九条の二第三項各号又は持株自己資本比率告示第五十七条の二第三項各号に掲げる額を、それぞれ記載すること。